

第 2 章 環 境 行 政 の 概 要

第1節 環境に関する条例等

1 鹿児島市環境基本条例

本市の環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継いでいくことができるよう、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するための拠りどころとなる条例として、平成16年3月23日に公布し、同年4月1日に施行しました。

この条例は、市、事業者及び市民が共通に認識すべき考え方を基本理念として定め、各主体の責務を明らかにするとともに、本市の環境施策の基本となる事項を定めています。

また、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定することを定めています。

2 鹿児島市環境基本計画

市・市民・事業者・市民活動団体が相互に連携し、それぞれの役割のもとで、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の構築を柱とした環境にやさしい持続可能なまちづくりを推進するとともに、環境と経済を一体的に捉えた環境政策を推進するため、「第二次鹿児島市環境基本計画」を平成24年3月に策定しました。

(1) 計画の位置づけ

「鹿児島市環境基本条例」に基づき策定するもので、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向その他必要な事項について定めたものです。

(2) 計画の期間

計画の期間は、平成24年度（2012年度）から平成33年度（2021年度）までの10年間です。

(3) 鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン

中長期的な視点に立ち、温室効果ガスの削減を目指す具体的行動プランとして、「鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン」を平成24年3月に策定しました。

ア 計画の位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画」であるとともに、「第二次鹿児島市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策に関する施策を体系的に取りまとめた実行計画として位置づけています。

イ 計画の期間

計画の期間は、2012（平成24）年度から2021（平成33）年度までの10年間です。

3 鹿児島市環境保全条例

鹿児島市環境基本条例の基本理念にのっとり、事業活動及び日常生活に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成16年3月23日に公布し、同年4月1日に施行しました。この条例の特徴は次のとおりです。

(1) 事業者の環境への負荷低減のための自主的取り組みの促進

事業者が環境への負荷を低減するための自主的取り組みを促進するため、環境管理を適正に行っている事業所を環境管理事業所として認定し、環境に配慮した活動を行っている事業所として公表する制度を設けました。

(2) 地球環境問題や化学物質問題に対応

地球温暖化防止やオゾン層保護、化学物質対策を推進するための事業者・市民の役割を規定するとともに、事業者が自主的に取り組むための制度を設けました。

ア 二酸化炭素の排出抑制

地球温暖化を防止するため、一定規模以上の事業所に対しては、二酸化炭素排出量の把握や報告を義務づけています。

イ 環境対応車の使用促進

環境対応車を普及させるため、市自ら率先して購入するとともに、市民・事業者の購入・使用を促進するための施策を推進します。

ウ 自然エネルギー利用の促進

自然エネルギー利用を促進するため、市自ら率先して導入に努めるとともに、市民・事業者への導入を促進するための施策を計画的に推進します。

エ オゾン層を破壊する物質の排出抑制

オゾン層の保護を図るため、オゾン層を破壊する物質の排出抑制に関する市・市民・事業者の努力義務を規定しています。

オ 化学物質対策の促進

化学物質による環境汚染を防止するため、化学物質を取り扱う事業者に化学物質の使用・処分・廃棄に係る自主的な適正管理の促進を図ります。

4 かごしま環境都市宣言

本市では、恵み豊かな環境を保全、創造し、次の世代に引き継いでいくため、市民みんなで力を合わせて、環境にやさしい持続可能なまち“かごしま”を築いていく「かごしま環境都市宣言」を、平成20年10月10日に行いました。

「私たちのまち“かごしま”は、桜島、錦江湾、甲突川など、豊かな自然と調和した、世界に誇れる美しいまちです。

私たちは、この恵まれた自然の中で、先人が育んできた歴史や文化を大事に受け継ぎながら、暮らしています。

その一方で、今日の便利で快適な生活は、私たちの愛してやまない“かごしま”に、そして、かけがえのない地球に、深刻な影響を与えています。

いまこそ私たちは、地球と共に生きていることを深く認識し、この大切な地球の環境を、郷土“かごしま”的環境を、私たち自身で守り、より良いものにしていかなければなりません。

そして、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

ここに、すべての市民は、共に力を合わせて、環境にやさしい持続可能なまち“かごしま”を築いていくことを宣言します。

」

第2節 組織・予算等

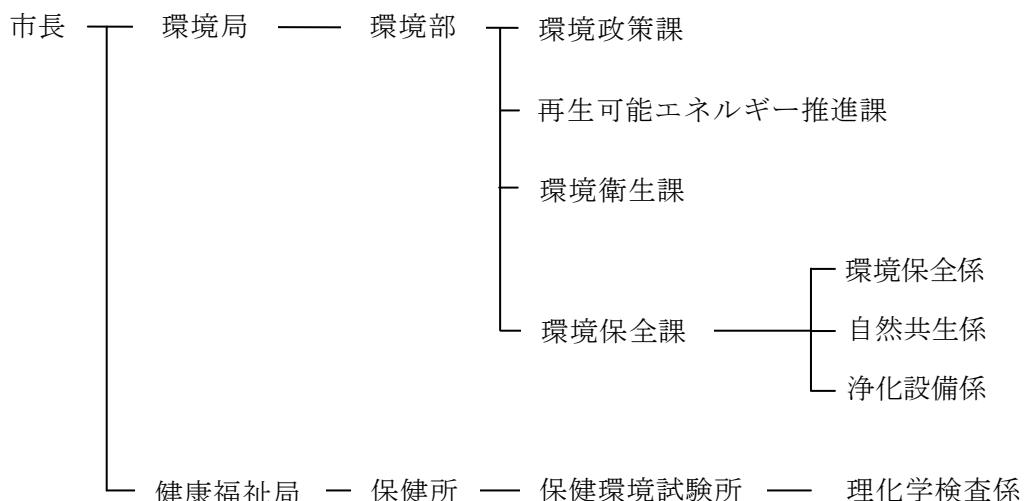
1 組織機構（「鹿児島市の環境」に関連する組織）

(1) 行政機構

昭和43年に公害行政を所管する市民安全課が設置され、その後業務の拡大に応じて組織も整備され、昭和51年8月に環境局公害衛生部公害対策課となり、平成4年4月からは自然保護の業務も統合した環境保全部環境保全課となりました。平成12年4月からは、地球温暖化問題等の広範な環境問題を総括し、環境政策に係る企画や全庁的な環境関連施策の総合調整を行うために、環境総務課を新設し環境部に名称変更しました。

また、平成18年4月からは、市全体の環境施策を全庁的立場に立って総合的に調整し、循環と共生を基調にした環境文化都市の実現に向けた取り組みを積極的に展開するため環境政策課を新設しました。また、環境保全課試験検査係は健康福祉局保健所保健環境試験所環境検査係となりました。平成22年度には浄化設備係が新たに環境保全課へ組織替えとなり、平成25年度には、本市が主体となって再生可能エネルギーの導入をさらに積極的に進めるため、再生可能エネルギー推進課を新設しました。

平成27年度にはかごしま環境未来館への指定管理者制度導入に伴い、環境協働課を廃止し、市民との協働による環境施策に関する業務を環境政策課に統合するとともに、公害防止に係る業務と生物多様性に関する業務を整理するため、環境保全課の大気騒音係と水質係を廃止し、新たに環境保全係と自然共生係を新設しました。また、保健環境試験所環境検査係は理化学検査係に名称変更し、食品検査に関する業務を統合しました。



(2) 事務分掌（抜粋）

環境保全課

環境保全係（事務1人 技師6人）

- ① 公害防止に係る総合的対策の企画、連絡調整及び啓発に関すること。
- ② 大気汚染、悪臭に係る公害の調査及び公害防止の指導並びに規制に関すること。
- ③ 騒音、振動等に係る公害の調査及び公害防止の指導並びに規制に関すること。
- ④ 水質汚濁、有害物質に係る公害の調査及び公害防止の指導並びに規制に関すること。
- ⑤ 土壌汚染に係る公害防止の指導及び規制に関すること。
- ⑥ 公害に関する苦情の処理及び防止思想の普及に関すること。

自然共生係（事務4人 技師1人）

- ① 生物多様性に係る企画、総合調整及び推進に関すること。
- ② 自然公園法に関すること。
- ③ 環境管理事業所に関すること。
- ④ 学校版環境 I S Oに関すること。
- ⑤ 鳥獣の飼養登録等に関すること。
- ⑥ 予算経理に関すること。
- ⑦ 手数料の収納に関すること。
- ⑧ 公印の保管に関すること。
- ⑨ その他課に属する庶務に関すること。

浄化設備係（事務5人 技師2人）

- ① 浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関すること。
- ② 浄化槽設置届出書等の審査及び受理に関すること。
- ③ 浄化槽の管理に係る指導監督に関すること。
- ④ 浄化槽の検査に関すること。
- ⑤ 浄化槽関係団体等の指導に関すること。
- ⑥ 公衆便所の設置及び管理（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(3) 環境審議会

本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項等について調査審議等を行うため、環境審議会が設置されています。審議会の委員は、学識経験者、市長が行う公募に応じた者などで 15 人に委嘱しています。

【委嘱期間】平成 28 年 6 月 1 日～平成 30 年 5 月 31 日

- ① 学識経験者（8 人）
- ② 市長が行う公募に応じた者（3 人）
- ③ その他市長が必要と認める者（4 人）

2 環境保全課関係予算

平成 28 年度における環境保全課関係予算は、大気保全対策事業では大気汚染常時監視測定、有害大気汚染物質モニタリング等、水質汚濁防止対策事業では環境基準監視測定等、自然保護事業では自然遊歩道等の維持管理などについて、次のとおり計上しています。

事業の名称	予算額 (単位:千円)	主な事業内容
大気保全対策事業	23,604	・有害大気汚染物質モニタリング ・工場立入検査指導、大気汚染常時監視測定等 ・悪臭防止対策
大気汚染常時監視設備整備事業	7,694	・大気汚染常時監視設備の整備
微小粒子状物質（PM2.5）対策推進事業	3,672	・微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析
騒音振動防止対策事業	4,831	・自動車騒音測定等 ・騒音振動防止対策
水質汚濁防止対策事業	4,928	・水質保全対策 ・化学物質、環境基準監視測定等 ・ダイオキシン調査
環境管理事業所認定事業	3,719	・環境管理事業所の認定
環境管理事業所サポート事業	2,440	・環境管理事業所の支援
環境監査事業	918	・内部環境監査員の養成 ・内部環境監査の実施
学校版環境 ISO 認定事業	360	・学校版環境 ISO 認定制度に基づく審査 ・情報提供等による取り組みの支援
自然保護事業	7,310	・自然遊歩道等の維持管理 ・鳥獣の飼養登録、更新
生物多様性地域戦略推進事業	1,057	・「生物多様性地域戦略」の推進
浄化槽関係管理・指導事業	768	・浄化槽設置届の受付、審査等 ・浄化槽工事完了検査申請の受付、審査等 ・浄化槽の維持管理指導等
浄化槽整備補助事業	164,935	・浄化槽整備補助
計	226,236	

3 関係部課

環境保全に関する行政部門は多岐にわたりますが、そのなかでも特に関係の深い部課は、次のとおりです。

(平成28年4月1日現在)

仕事の内容	部	課	名
環境施策の企画・推進に関すること	環境部	環境政策課	
市民等との協働による環境施策に関すること	〃	〃	
地域の環境衛生に関すること	〃	環境衛生課	
廃棄物に関すること	資源循環部	廃棄物指導課	
ごみの減量に関すること	〃	資源政策課	
ごみの収集・不法投棄防止に関すること	〃	清掃事務所	
食品添加物等食品衛生に関すること	保健所	生活衛生課	
防災、桜島火山活動に関すること	危機管理部	危機管理課	
交通安全に関すること	〃	安心安全課	
中小企業の公害防止に係る助成に関すること	産業振興部	産業支援課	
工場の立地・移転に関すること	〃	〃	
農村環境整備に関すること	農林水産部	農地整備課	
農薬の取り扱いに関すること	〃	生産流通課	
畜産に関すること	〃	〃	
有害鳥獣の被害対策に関すること	〃	〃	
有害鳥獣の捕獲許可に関すること	〃	〃	
バイオマスの利活用に関すること	〃	農政総務課	
都市計画に関すること	都市計画部	都市計画課	
開発行為・土捨場に関すること	〃	土地利用調整課	
都市再開発に関すること	〃	市街地まちづくり推進課	
緑の保全等に関すること	建設管理部	公園緑化課	
河川・水路に関すること	〃	河川港湾課	
建築確認・日照・電波障害等に関すること	建築部	建築指導課	
市の基本計画に関すること	企画部	政策企画課	
水資源に関すること	〃	政策推進課	
消費生活（洗剤など）に関すること	市民文化部	消費生活センター	
危険物に関すること	消防局	予防課	
上水道に関すること	水道局	水道部	
公共下水道に関すること	〃	下水道部	
学校の環境教育に関すること	教育委員会	学校教育課	
地域の環境教育に関すること	〃	生涯学習課	

第3節 環境保全施策・制度

1 公害防止に係る要綱・事前協議

建物の建築や開発行為等による公害の発生を、未然に防止するため、その事業等を事前に指導・審査することが必要であることから、公害未然防止指導要綱を昭和52年6月1日から施行し、対応してきました。

この中で、建築確認申請前の公害防止事前協議書については、市長と建築主との間で公害関係法令及び条例に基づく特定施設の設置等の届出指導並びに建築工事上の指摘事項などについて、協議が成立した後に建築主事へ建築確認申請することになっています。

平成13年5月1日には、事務の簡素化を図るため建築確認申請前の公害防止事前協議の対象建築物を一部改正しました。また、建築確認申請前の公害防止事前協議について条例化し、平成16年4月1日からは「鹿児島市環境保全条例」に基づいて行っています。

平成27年度の鹿児島市環境保全条例及びその他関係法令等に基づく事前協議は 303件でした（資一環-3）。

2 公害防止資金

公害防止施設の整備には多額の資金を必要とし、中小企業者にとっては大きな負担となります。

国又は地方公共団体は、事業者が行う公害防止施設の整備について、必要な財政上の措置等を講じなければなりません。

(1) 鹿児島市中小企業融資制度

本市では、中小企業者が公害防止施設を設置する場合は、その設備資金を融資し、保証料の一部を補助する制度を設けており、本市の受付窓口は産業支援課となっています。

鹿児島市中小企業融資制度（抜粋）

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

項目	内 容
制度の種類	環境配慮促進資金
資金使途	運転資金、設備資金 ・ ISO14001 の認証取得に必要な費用 ・ 環境対応車（ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車）の購入費用 ・ 新エネルギー設備や公害防止施設の設置費用 ・ アスベストの除去にかかる費用 ・ ISO14001、エコアクション 21、KES、市環境管理事業所の認証取得事業所の事業資金
融資限度額	3,000 万円以内
融資期間等	・ 融資期間 運転 7 年以内（1 年据置含） 設備 10 年以内（1 年据置含） ・ 融資利率 年 1.90～2.45% ・ 保証料率 年 0.45～1.90% ・ 保証料補助 5 分の 4 ・ 連帯保証人 原則として法人代表者以外は不要

(2) その他の融資制度

国及び県が行う公害防止施設整備のための融資制度についての相談も行っています。

3 公害監視機器の貸し出し

市民・事業所等に対して、騒音計及び振動計の無料貸し出しを行っています。

平成 27 年度 貸出件数（騒音計 21 件、振動計 2 件）

4 環境保全活動及び意識の啓発

安全で快適な環境づくりを進めるためには、市民の理解と協力が必要です。そのため、環境月間等あらゆる機会を通じて環境保全の啓発活動に努めるとともに、環境に配慮した行動を身につけてもらうための施策を展開しています。

(1) 学校版環境 ISO 認定事業

本市独自の学校版環境 ISO 認定制度に基づき、環境保全や資源の有効利用、環境負荷の低減など、環境にやさしい学校づくりに取り組む学校を認定しています。

ア 学校版環境 ISO 認定制度

学校において児童・生徒と先生が一緒になって環境にやさしい学校づくりについて考え方行動するために、(国際規格 ISO14001)の考え方である「PDCA サイクル」を取り入れた仕組みで、平成 17 年度に創設し、平成 18 年度から認定しています。

イ 認定基準

- ・環境にやさしい学校づくりに向けた環境方針、環境目標、環境行動計画を定めていること。
- ・環境にやさしい学校づくりに向けた取り組み体制が整っていること。
- ・環境行動計画に基づく行動を記録し、保管していること。
- ・環境目標及び環境行動計画の達成状況を把握し、その見直しを行っていること。

ウ 認定

平成 18 年度：25 校（市立小中学校）

平成 19 年度：29 校（市立小中学校）

平成 20 年度：38 校（市立小中学校）

平成 21 年度：25 校（市立小中学校）

平成 26 年度：1 校（国立小学校）

(2) 環境管理事業所認定事業

本市では、環境に配慮した事業活動に取り組みやすい、そしてその活動を続けていくための仕組みとして、「環境管理事業所」の認定制度を設けています。

ア 環境管理事業所認定制度

環境管理に関する規格及びその認証・登録制度は、ISO14001、K E S、エコアクション 21 などがありますが、本制度は、鹿児島市が独自に構築した制度です。

イ 特徴

- ・市内に事業所があり、企業活動を行っていれば、業種や規模に関係なく認定をうけることができます。
- ・PDCA サイクルを基本とした「環境管理」で、簡単に継続的な取り組みを実践することができます。
- ・認定や登録に関する費用は一切かかりません。
- ・認定事業所は、市ホームページ等で企業名・所在地等を公表します。
- ・取り組みの優秀な事業所には表彰制度があります。
- ・鹿児島市環境保全条例に基づく報告等が一部免除されます。
- ・公共工事等の入札参加資格者の格付けに 10 点加算されます。（建設業の場合）
- ・中小企業向けの環境配慮促進基金の融資を受けることができます。
- ・環境カウンセラー等の環境に関する専門家の派遣による環境活動の助言等を受けることができます。
- ・LED 照明等の環境配慮設備の設置費用の一部について補助を受けることができます。

ウ 認定

平成 27 年度末現在、477 事業所を環境管理事業所として認定しています。

(3) 「環境の日」及び「環境月間」

1972年（昭和47年）6月5日から2週間スウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議で、人類とその子孫のため人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標として、その実現の意思を表明するため「人間環境宣言」が採択されました。

国においては、環境庁の主唱により、昭和48年度から平成2年度までは、6月5日を初日とする一週間を「環境週間」とし、平成3年度からは、従来の週間を拡大して6月の1ヶ月を「環境月間」として設定しました。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」では、6月5日を「環境の日」と定め、その趣旨を踏まえて各種の催し等を実施することとされており、本市においても環境月間をPRし環境問題に対する意識啓発を図るため、市民福祉プラザ及び各支所へ懸垂幕を掲示しています。

(4) 広報紙等(平成27年度掲載)

ア 広報紙「市民のひろば」

○平成27年4月号

「暮らしのガイド」

- ・合併処理浄化槽への取替補助
- ・生物多様性の保全活動に関する企画提案

○平成27年5月号

「暮らしのガイド」

- ・ウミガメの保護

○平成27年6月号

「市政総合～6月は環境月間～」

- ・はじめよう人と地球に優しい暮らし
- ・かごしま環境未来館「環境月間企画展」
- ・環境管理事業所

「知つ得情報」

- ・かごしま自然百選

「暮らしのガイド」

- ・浄化槽の維持管理

○平成27年7月号

「暮らしのガイド」

- ・我が家の節電対策メニューをつくりましょう
- ・アイドリングストップに努めましょう
- ・環境管理事業所をサポートします

○平成27年8月号

- ・エコドライブ講習会を実施します

「暮らしのガイド」

- ・合併処理浄化槽への取替補助
- ・川や海へのやさしいと思いやりを

○平成27年9月号

「イベント・講座」

- ・森の生きものたちの生活をのぞいてみよう！

○平成27年11月号

「暮らしのガイド」

- ・建設・不動産業者向け土壤汚染対策法説明会

- 平成 27 年 12 月号
「暮らしのガイド」
 - ・12 月は大気汚染防止推進月間
- 平成 28 年 1 月号
「暮らしのガイド」
 - ・合併処理浄化槽への取替補助

- イ パンフレット等
 - ・鹿児島市生物多様性地域戦略
～豊かな自然かごしま生きものプラン～（概要版）
 - ・かごしま自然百選
 - ・水辺環境マップ
 - ・川の生きものたち
 - ・川はともだち
 - ・わたしたちのみずかんきょう
 - ・建設工事をされるみなさまへ
 - ・建築物等の解体等における石綿対策
 - ・飲食店等営業を営む皆様へ
 - ・空調設備を設置されるみなさまへ
 - ・石けんのつくりかた
 - ・自然遊歩道イラストマップ
 - ・環境管理事業所認定制度
 - ・鹿児島市学校版環境 ISO の取り組み
 - ・浄化槽は正しい管理をしましょう
 - ・合併処理浄化槽への転換のお願い

- ウ 市政広報番組
KYT 「ホット!!かごしま」 7 月 18 日（土）
かごしま自然百選めぐり！